

## 特定給食施設・給食施設の定義について

施設区分	根拠法令	内容
特定給食施設	健康増進法第20条	特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設のうち、 <b>1回100食以上または1日250食以上の食事</b> を提供する施設
	健康増進法施行規則第5条	
給食施設	小樽市給食施設の栄養管理に関する条例第2条	特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設（特定給食施設を除く）のうち、 <b>1回30食以上100食未満または1日50食以上250食未満の食事</b> を提供する施設

## 管理栄養士・栄養士の配置基準について

健康増進法第21条では「特定給食施設の管理者は、適切な栄養管理を行わなければならない」としています。

### 1. 管理栄養士を置かなければならない施設

- (1) 医学的な管理を必要とする者に食事を供給する特定給食施設であって、継続的に1回300食以上または1日750食以上の食事を供給する施設。  
(健康増進法施行規則第7条第1号)
- (2) (1) 以外の、管理栄養士による特別な栄養管理を必要とする特定給食施設であって、継続的に1回500食以上または1日1,500食以上の食事を供給する施設。  
(健康増進法施行規則第7条第2号)

※健康増進法第23条及び第72条では、次のような勧告及び命令を規定しています。

- ・管理栄養士を置かない当該施設の設置者に対し、管理栄養士を置くよう勧告することができる。
- ・勧告を受けた設置者が、正当な理由なくその勧告に係る措置をとらなかったときは、設置者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- ・措置命令に違反したものは、50万円以下の罰金に処する。

管理栄養士必置施設が管理栄養士を置かない場合は、「管理栄養士配置計画書」の提出をお願いしています。

### 2. 栄養士のうち少なくとも1人は管理栄養士であるように努めなければならない施設

- 1 以外で、1回300食以上または1日750食以上の食事を提供する施設。  
(健康増進法施行規則第8条)

### 3. 栄養士または管理栄養士を置くように努めなければならない施設

- 1, 2 以外で、1回100食以上または1日250食以上の食事を提供する施設。  
(健康増進法施行規則第5条)